

## 会報

No. 23 (第 1607 回) 2023 年 2 月 22 日 (水) 18:30~

第 2820 地区 大野治夫ガバナー 地区スローガン “enjoy life ~人生を楽しむ~”  
2022-2023 橋本壽郎会長スローガン 「楽しい奉仕活動で輪を広げよう」

### 本日のプログラム: フォーラム

クラブ定款及びクラブ細則改訂作業進捗報告 (改訂作業タスクチーム)

#### クラブ定款・細則の改訂作業について

#### 1. 概要

昨年の規定審議会での決定事項を反映した2022年手続要覧が発行されました。この内容を踏まえて、東海那珂ロータリークラブのクラブ定款とクラブ細則の見直しを行います。

#### 2. 改訂作業タスクチームメンバー

今年度会長(橋本壽郎会員)・幹事(厚見和則会員)、次年度会長(田中宏和会員)・幹事(猪股真純会員)、ご意見番(清宮武雄会員)

#### 3. 作業スケジュール

- ・ 2022 年 12 月改訂作業タスクチーム立ち上げ
- ・ 2023 年 2 月 22 日例会で概要説明
- ・ 2023 年 4 月 26 日例会で改訂内容を説明・討論
- ・ 2023 年 5 月 10 日理事会で改訂案を審議・承認
- ・ 2023 年 5 月 17 日例会で改訂案を会員に配布
- ・ 2023 年 6 月 7 日例会で改訂案の審議・承認(会員の 1/3 以上の出席、出席者の 2/3 以上の賛成が必要)

#### 4. 改訂の方針

今回の改訂にあたっての方針は以下とします。

- ① 規定審議会の決定事項を反映させる。(資料1、資料2参照)
- ② クラブ定款は、2022年手続要覧の標準クラブ定款に合わせることを基本とする。
- ③ クラブ細則は、現行のクラブ細則に規定審議会の決定事項を取り込んだうえで、現在のクラブ運用と齟齬がある点について修正を行う。

以上

(資料1)

規定審議会で採択された項目(抜粋:クラブ定款・細則改訂に関連しそうなもの)

No.	案件	提案要旨	対象規定
1	クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件	理事会の全ての会合後、30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにする。	標準 7
2	バランスの取れた会員基盤の構築要素に公平さとインクルージョンを加える件	各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するようなバランスの取れた会員基盤を構築するよう努める。	R 細則 4
3	会員がクラブの所在地に住居又は事業場を有する要件を削除する件	会員が事業場または住居を所属クラブの所在地域内もしくはその周辺地域に有する要件を撤廃する	標準 13
4	正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件	会員は、どのクラブに対してでも新会員を推薦することができる	R 細則 4
5	衛生クラブの会員に関する規定を改正する件	スポンサークラブのみならず他のクラブの衛星クラブ会員になれる	標準 1,8
6	RI 人頭分担金	(2023-24) +4\$、 (24-25、25-26) +3.5\$ずつ増額 2023-24=75 \$ 2024-25=78.5 \$ 2025-26=82 \$	R 細則 18.030.1
7	積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件	奉仕の第三部門に、地域社会における積極的平和を目指すことを追加	標準 6
8	ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件	ローターアクターもロータリークラブやロータリークラブの衛星クラブの例会に出席できる。	R 細則 4.090.
9	出席報告の提出義務を撤廃する件	事務総長への各クラブ出席報告の提出義務を削除する件	R 細則 4.080.
10	出席規定の免除手続きの規定を改正する件	出席免除規定における理事会の承認を削除し、ロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴がある人は、希望があればすべて認めることとする。	標準 10

(資料2)

標準ロータリークラブ定款改訂箇所、国際ロータリー定款又は細則改訂箇所(抜粋)

**採択制定案 22-07**

クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件

**標準ロータリークラブ定款**を次のように改正する。

第7条 会合

第3節 - 理事会の会合。理事会の会合。理事会のすべての会合後 6030 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

**採択制定案 22-10**

バランスの取れた会員基盤の構築要素に公平さとインクルージョンを加える件

**国際ロータリー細則**を次のように改正する。

第4条 クラブの会員身分

4.070. 会員の多様性

各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するようなバランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとする。いかなるクラブも、RI にいつ加盟したかに関係なく、いかなる方法においても、ジェンダー、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向により入会を制約すること、もしくは RI 定款または細則により明白に認められていない入会の条件を課すことはできない。本節の規定に反する会員資格のいかなる規定または条件も無効であり、効力はもたない。

**採択制定案 22-13**

会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件

**国際ロータリー定款**を次のように改正する。

第5条 会員

第2節 - クラブの構成。

(a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。上記に加え、以上のいずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同課員がクラブ身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

**標準ロータリークラブ定款**を次のように改正する。

第13条 会員身分の存続

第2節 - 自動的終結。

(a) 例外。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合、理事会は

(1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、

(2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために 1 年以内の期間に限

つて、出席義務規定の特別免除を与えることができる。

- (b) (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (c) (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

## 採択制定案 22-14

正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件

**国際ロータリー細則**を次のように改正する。

### 第4条 クラブの会員身分

#### 4.100. 新会員のスポンサー

会員は、どのクラブに対してでも新会員を推薦することができる。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

## 採択制定案 22-15

衛星クラブの会員に関する規定を改正する件

**標準ロータリークラブ定款**を次のように改正する。

### 第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブ理事会の理事
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員は本いずれかのクラブの会員で  
(該当する場合)：もある。
7. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年度：7月1日に始まる12カ月間

### 第8条 会員身分

第4節 - 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員は本いずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第5節 - 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、本いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

## 採択制定案 22-78

積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件

**標準ロータリークラブ定款**を次のように改正する。

### 第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

#### 採択制定案 22-84

ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件

**国際ロータリー細則**を次のように改正する。

##### 第4条 クラブの会員身分

###### 4.090.他クラブへの出席

ロータリアンならびにローターアクターは、他ロータリークラブまたは他ロータリークラブの衛星クラブの例会に出席できる。ただし、正当な理由で会員身分が終結された会員は、元クラブまたは元クラブの衛星クラブの例会に出席することはできない。

#### 採択制定案 22-85

出席報告の提出義務を撤廃する件

**国際ロータリー細則**を次のように改正する。

##### 第4条 クラブの会員身分

###### 4.080.出席報告

各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には、出席報告を事務総長に提出するものとする。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

#### 採択制定案 22-92

出席規定の免除手続の規定を改正する件

**標準ロータリークラブ定款**を次のように改正する。

##### 第10条 出席

第5節 - 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合これらの要件が満たされているのみが考慮に入れられた場合。

## 2 月 8 日 例会報告(第 1606 回)

### ◆ 幹事報告

報告者: 厚見和則幹事



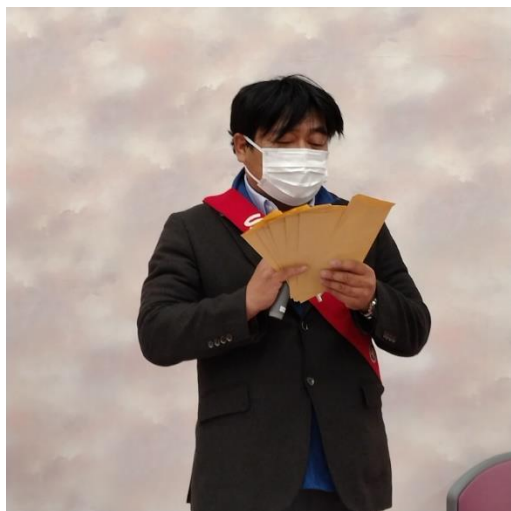
- 藤居パストガバナーより、「ロータリー希望の風奨学金」関連の案内が届いています。  
3 月 10 日(金)15:00～「奨学生と語る会」東武ホテルレバントン東京 5,000 円  
3 月 10 日(金)17:30～、「ロータリー希望の風奨学金」支援、東日本大震災チャリティーコンサート  
すみだトリフォニーホール 6,000 円、オンライン視聴 3,000 円。
- 2820 地区環境保全フォトコンテスト表彰式のご案内です。  
3 月 21 日(火) 18:00～参加費 6,000 円。
- ロータリー囲碁同好会より、「第 21 回ロータリー全国囲碁大会」の案内がとどいています。  
5 月 20 日(土) 9:30～ 市ヶ谷の日本棋院本院 1 階対局室、7,000 円





## ◆ ニコニコボックス

報告者:ニコニコボックス委員会 大越正彦委員長代理



### 『よろこびの言葉』

氏名	よろこびの言葉
橋本 壽郎	本日は大変お世話になります。
猪股 真純	本日は、東海第二発電所の安全対策工事をご視察いただき、有難うございます！
中村 澄夫	本日の職場訪問、原子力発電 学ばせて頂きます。
海野 宏幸	職場訪問での見学会、お世話になります。安全対策の進捗状況を見させていただきます。
富永 康修	猪股様 本日は職場訪問で貴重なお時間の中での職場を見学させて頂きありがとうございます。
田中 宏和	本日の見学会 楽しみにしていました。
木村 正人	本日の東海第二発電所訪問楽しみにしております。
桐嶋 健二	原電殿 本日の見学宜しく申し上げます。



◆ 本日のテーマ： 職場訪問(職業奉仕委員会)

◇ 日本原子力発電東海第二発電所 見学



会場（原電 テラパーク）

見学スケジュール

日時:2月8日(水) 12:30~15:00

参加者:会員22名(事務局を含む)

行程

- 12:30 までに日本原電 東海第二発電所 テラパークに集合  
例会・昼食
- 13:00 東海第二発電所 見学  
原電側よりご挨拶、安全性向上対策工事概要聴取  
VR視察
- 13:30 東海第二発電所 全景視察  
その後、バスにて工事現場の視察  
発電所内周の安全対策工事状況をバス・徒歩で見学  
発電所外周 防潮堤、取水口、高圧電源車置場等
- 14:45 原子力館に戻り、意見交換
- 15:00 視察終了



原電殿司会挨拶



猪股氏挨拶



概要説明(1)



概要説明(2)

当社の概要



**電力会社**  
北海道・東北・東京  
中部・北陸・関西  
中国・四国・九州  
Jパワー

**原子力産業  
グループ**  
三菱・日立・東芝  
など

出資

原子力発電の実施主体について民間主体（民間会社設立）とすることが閣議了解され、原子力発電専業会社として設立  
 設立年月日 1957年11月1日  
 発電設備 東海第二発電所 110万kW  
 敦賀発電所2号機 116万kW  
 2基合計 226万kW  
 従業員数 1,191人（2022年3月末現在）\*  
 電力供給 東海第二=東京電力EPC（株）約30万世帯分  
 東北電力（株）約7万世帯分  
 敦賀2号機=関西電力（株）  
 北陸電力（株）  
 中部電力（株）

\* 当社試算による。茨城県内の世帯数：約120万世帯（2022.8）



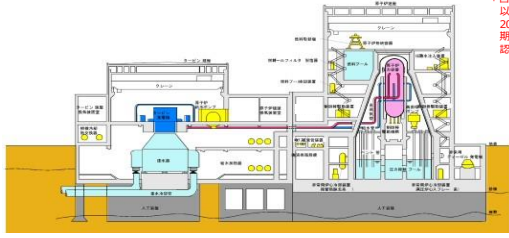
東海第二発電所 概要・安全性向上対策の状況



東海第二発電所 概要



《メーカー》	1978年11月28日	営業運転開始	
米国GE/日立製作所	2001年 7月17日	使用済燃料乾式貯蔵設備供用開始	* 使用済燃料を乾式貯蔵施設にて保管開始
《業績実績》	2014年 5月20日	新規制基準への適合性確認審査申請	
累積発電電力量；約2,270億kWh	2017年11月24日	原子炉運転期間延長認可の申請	
《売電先》	2018年 9月26日	原子炉設置変更許可	
東京電力エナジーパートナー（株）	2018年10月18日	工事計画認可	* 国の新規制に対して、発電所が行う安全対策が適合していることが認められた
東北電力（株）	2018年11月 7日	原子炉運転期間延長認可	
	2018年11月28日	運転開始40年	* 営業運転40年以降、追加で20年間の運転期間の延長が認められた
	2021年12月22日	特定重大事故等対策施設の設置許可	

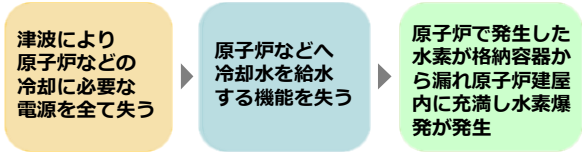


東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所の事象経過

原子炉の停止（制御棒の挿入）には成功したが..



東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ/安全性向上対策

●福島第一原子力発電所の事象経過

原子炉などの冷却に必要な電源を全て失う → 原子炉などへ冷却水を給水する機能を失う → 原子炉で発生した水素が格納容器から漏れ原子炉建屋内に充満し水素爆発が発生

津波から発電所を守ります  
防潮堤の建設

電源を絶やしません  
電源確保の多様化

原子炉などを冷やし続けます  
原子炉などの冷却機能の多様化

地域の環境を守ります  
水素爆発の防止・放射性物質の拡散抑制

地上に備えます  
耐震性の確保

意図的な航空機衝突などに備えます  
テコ対策

災害時の対応力向上を図ります  
緊急時対策所等の高所配置

東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ/安全性向上対策

●福島第一原子力発電所の事象経過

原子炉などの冷却に必要な電源を全て失う → 原子炉などへ冷却水を給水する機能を失う → 原子炉で発生した水素が格納容器から漏れ原子炉建屋内に充満し水素爆発が発生

津波から発電所を守ります  
防潮堤の建設

電源を絶やしません  
電源確保の多様化

原子炉などを冷やし続けます  
原子炉などの冷却機能の多様化

地域の環境を守ります  
水素爆発の防止・放射性物質の拡散抑制

地上に備えます  
耐震性の確保

意図的な航空機衝突などに備えます  
テコ対策

災害時の対応力向上を図ります  
緊急時対策所等の高所配置

東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ/安全性向上対策

【津波から発電所を守ります 防潮堤の建設】

■ 発電所を津波から守るための防潮堤を設置します。  
 ■ 現在は、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁に使用する鋼管杭の設置、鉄筋コンクリート工事を実施しています。

防潮堤高さ 標高2.0m  
 津波高さ 標高1.7.1m  
 防潮堤厚さ 厚さ約2.5m  
 鋼管杭長さ 長さ約2.5m  
 鋼管杭径 径約3.5m  
 鋼管杭間隔 約2.5m  
 鋼管杭埋設深度 約20m

東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ/安全性向上対策

●福島第一原子力発電所の事象経過

原子炉などの冷却に必要な電源を全て失う → 原子炉などへ冷却水を給水する機能を失う → 原子炉で発生した水素が格納容器から漏れ原子炉建屋内に充満し水素爆発が発生

津波から発電所を守ります  
防潮堤の建設

電源を絶やしません  
電源確保の多様化

原子炉などを冷やし続けます  
原子炉などの冷却機能の多様化

地域の環境を守ります  
水素爆発の防止・放射性物質の拡散抑制

地上に備えます  
耐震性の確保

意図的な航空機衝突などに備えます  
テコ対策

災害時の対応力向上を図ります  
緊急時対策所等の高所配置



東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全性向上対策

電源を絶やしません 電源確保の多様化

- 発電所が万が一、停電した緊急時の備えの一つとして、発電所に電気を供給するための電源装置の置場を作ります。
- 電源装置を設置する場所の地下部分の掘削を行いました。現在は躯体の鉄筋コンクリート工事を実施しています。



10

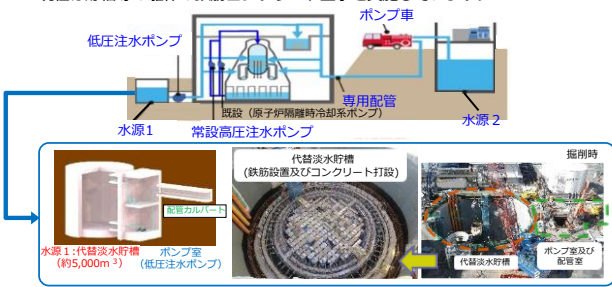
東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全性向上対策

原子炉などを冷やし続けます 原子炉などの冷却機能の多様化

- 原子炉などに水を送る既存の設備の他に新たな設備及び水源を設置します。
- 代替淡水貯槽、ポンプ室及び配管カルバート設置に向け、掘削を行いました。現在は貯槽等の躯体の鉄筋コンクリート工事を実施しています。



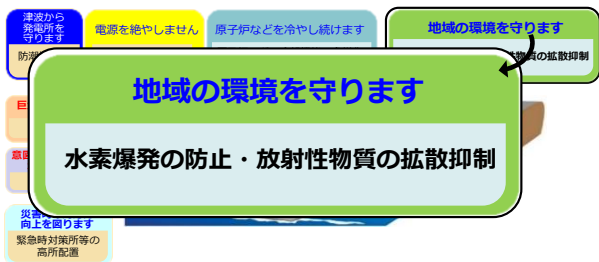
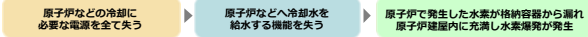
12

東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全性向上対策

福島第一原子力発電所の事象経過



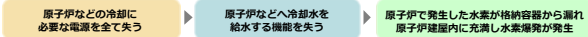
14

東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全性向上対策

福島第一原子力発電所の事象経過



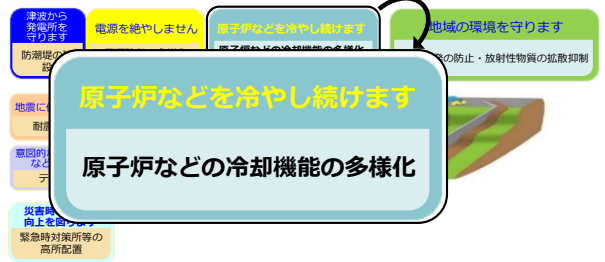
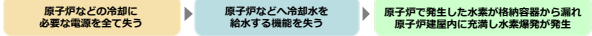
16

東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全性向上対策

福島第一原子力発電所の事象経過



11

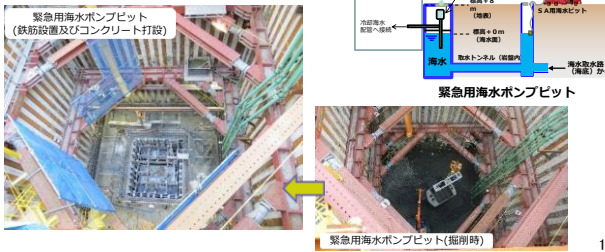
東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全性向上対策

原子炉などを冷やし続けます 緊急用海水ポンプピットの設置

- 既存の設備による海水冷却が行えなくなった場合でも、別の経路で海水を使って原子炉の冷却を行うために、地下に海水の取水設備（緊急用海水ポンプピット）を設置します。
- 現在は、掘削が終了し、ポンプピット躯体の鉄筋コンクリート工事を実施しています。



13

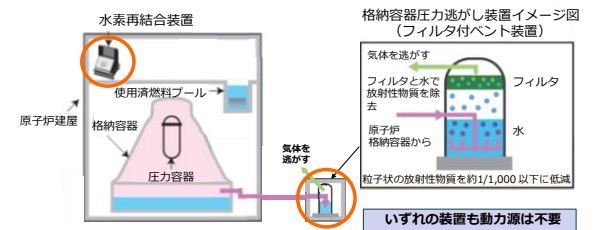
東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全性向上対策

地域の環境を守ります 水素爆発の防止・放射性物質の拡散抑制

- 新たに代替循環冷却ポンプを設置し、格納容器内の温度と圧力上昇を抑えます。
- それでもなお温度と圧力が上昇した場合に備え、格納容器圧力逃がし装置、原子炉建屋内の水素を取り除く装置（水素再結合装置）を設置します。



15

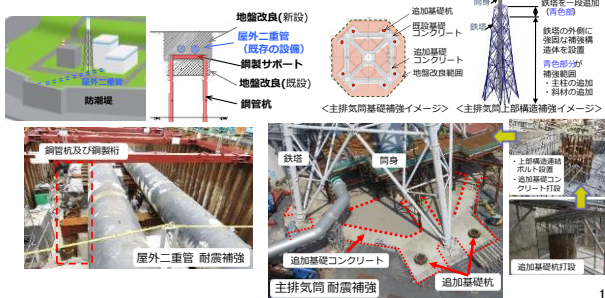
東海第二発電所 安全性向上対策の状況



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全性向上対策

地震に備えます 耐震性の確保

- 安全系海水配管(屋外二重管)の耐震補強を行います。主排気筒の基礎補強、上部構造の耐震性を向上させ、鋼管杭の打設・鋼製サポートの設置を行いました。基礎補強のため、基礎杭や基礎コンクリートの追加



17



土木工事に伴う排泥・残土置場処理



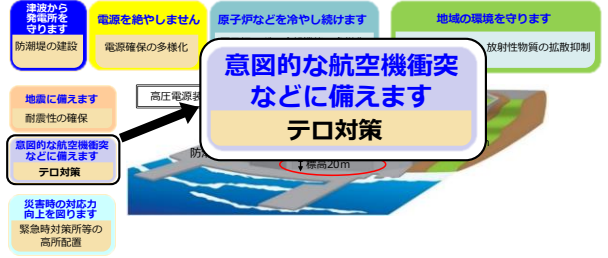
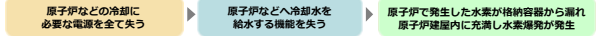
【参考】土木工事に伴い発生する残土等の処理方法

- 各土木工事で発生する排泥や土砂の置き場として、発電所敷地を造成し、盛土を実施しています。
- 建設残土等(約7万m<sup>3</sup>)を発電所外に極力出さず、敷地内で処理します。
- 排泥の処理を行い、土木工事に有効活用する中間処理施設等を運営します。



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全性向上対策

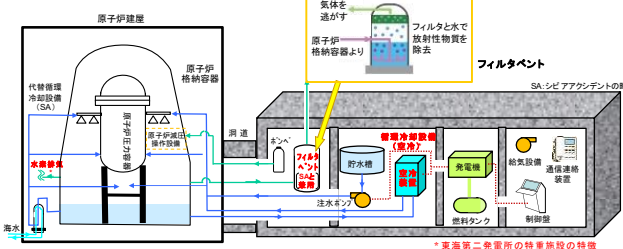
●福島第一原子力発電所の事象経過



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全性向上対策

特定重大事故等対処施設

原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突といったテロ行為が発生した場合、遠隔で原子炉圧力容器や原子炉格納容器の冷却・減圧を行い、原子炉格納容器の破損を防ぐ「特定重大事故等対処施設」(特重施設)を設置します。  
なお、本施設は、2018年9月に取得した本体施設の許認可に係る安全性向上対策のバックアップ施設として設置するものです。



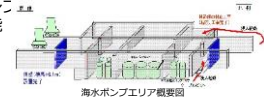
特定重大事故等対処施設設置イメージ 20



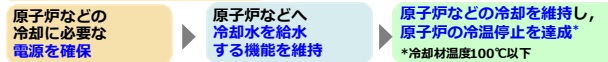
<参考> 震災時の東海第二発電所

私たちは、原子力発電のバイオニアとして、大型商業用発電炉の運開や廃止措置の着工など先駆的な役割を果たしてきました。そして、自治体などのご意見に真摯に耳を傾け、対策を講じた結果震災時には被災を最小限にとどめることができました。

- 東海第二発電所では、茨城県の津波評価※を参考に、震災前から津波対策の強化として非常用ディーゼル発電機の冷却に必要な海水ポンプを設置しているエリアに防護壁(標高6.1m)を2010年9月に設置し、引き続き防水工事を行いました。 ※茨城県が2007年10月に公表した「本県沿岸における津波浸水想定区域図等」の想定最高水位(標高5.72m)
- 震災時、約5.4mの津波が来襲しましたが、一部防水工事終了直前であったため、海水ポンプ3台のうち北側の1台は海水に浸かり使用不能となりましたが、残りの2台は浸水を免れたため、非常用ディーゼル発電機2台を運転し、安定した冷却を継続しました。



原子炉の停止(制御棒の挿入)成功



1. 携帯電話・カメラは持ち込みできません。  
その他、タバコ・ライター等、ご見学に不要な持ち物についても、持ち込みはご遠慮下さい。  
\* ご見学中は部屋を施設しますので、財布等の貴重品もなるべく不携帯のご協力をお願いします。(時計・アクセサリは携帯可能)
2. テロ対策の一環として2つの検査を実施します。  
① 爆発物の検査  
爆発物を扱った時に「微粒子」が手などに付着していないか調べる簡単な検査です。係員の指示に従ってください。  
② 金属探知機による検査  
飛行機のご搭乗の際のゲートと同じです。  
\* 金属類は、事前に袋分けのトレイに入れて運びます。  
\* ベルトのバックル等、身に付けている金属に反応する場合がありますが、その際は係員の指示に従ってください。
3. 入域カードは首から下げて見学します。
4. お手洗いはございません。  
\* ご見学の前に館内でお済ませ下さい。
5. 作業中の現場を歩きます。ご自身の安全にご留意下さい。  
\* ヘルメットを着用頂きます。  
\* 現場では係員の指示に従ってください。単独行動は絶対におやめ下さい。  
\* 足元が悪い箇所があります。歩行時は十分ご注意ください。  
\* 危険ですので現場の設備等には絶対に触れないでください。
6. 放射線の管理区域内では全員に線量計をご携帯頂きます。  
\* ただし、使用済燃料乾式貯蔵建屋内は代表者の線量計により皆さまの被ばく線量を評価し、退場後にお知らせします。



以上、ご協力お願いいたします。 22





見学風景



質疑&意見交換 (1)



質疑&意見交換 (2)



会場風景



質疑&意見交換 (3)

## ◆ 会員よりの情報欄

※ 高阪裕二会員より寄稿していただきました。

### 知覧の旅

昨年の9月に、2週間ほど休暇を頂き、南九州を一人旅しました。旅の初日に台風が接近したため、予定した空路を途中から新幹線に変更余儀なくされ、予定外の交通費が嵩んだものの、日程を何とかキープして最初の目的地種子島に辿り着きました。その後は台風一過の晴天に恵まれ、南九州を満喫できました。

旅の目的の一つに、長年一度訪問したいと考えていた鹿児島県の知覧特攻平和会館を訪ねました。知覧は歴史のある街並みも残り大変風情のある古都のような街ですが、先の戦争で軍が特攻基地を置いたお陰で、残念で悲しい歴史でその名を知られるようになってしまいました。

ご存知の方も多いと思いますが、平和会館には特攻で命を落とした数多くの若者の遺書が保存展示されています。某総理経験者はここを訪ねて、人目憚らず号泣したとの噂を聞いたことがありますが、私には悲しみもさることながら、むしろやり場のない憤りがこみ上げてくるのを禁じ得ませんでした。

改めて平和の大切さをかみしめると共に、決して穏やかとは言えない昨今の世界情勢の中で一体自分に何ができるのか、しなければならぬかを考える機会となりました。

(写真は特攻隊員が母代わりに慕ったとされる鳥濱トメさんが営んだ富屋食堂跡)

投稿者: 高阪裕二



富屋食堂跡

◇ 募集中 ◇

会員よりの趣味の話、ペットの話等幅広く情報として提供いただき「会員よりの情報欄」を設けて、会員間のコミュニケーション向上を図るため情報提供時に、掲載することとします。  
皆様より、提供をお待ちしております。（会報委員会）

次回例会：3月1日（水）12：30～ 月間テーマ卓話  
「東海村水道事業ビジョン・経営戦略について」（東海村水道課）

2月26日（日）13：30～ 第2分区IM（クリスタルパレス）

**例会を欠席する時は、必ず前日 12:00 までに事務局まで連絡のこと**

クラブ会報委員会：委員長 富永康修／副委員長 桐嶋健二／委員 佐藤広道、橋本和一郎